

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会(以下「この法人」という。)り定款第9条第1項及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要的都度、定額を支払う。

3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、給与規程に定める職員給与に加えて別表3の役員報酬を支給する。

4 評議員には、定款第9条第1項に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

### (常勤役員の報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は別表第1「常勤役員の報酬年額」のとおりとし、役員のうち各自の理事の報酬年額は別表第1「常勤役員年額」のうちから、評議員会の承認を得てから決定するものとする。

なお、月額の支給は、別表2「常勤役員の報酬の月額支給額の計算方法」の計算の通り支給する

- 2 この法人の常勤監事の報酬月額は、別表第4「常勤監事の報酬」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は別表5「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 4 常勤の理事に対する退職手当は、別表第6「常勤役員退職手当の算出要領」に定めるものとする。
- 5 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

6 各評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内とし、各評議員へは評議員会開催ごとに別表第7に基づき支払うものとする。

(当法人職員を兼務する役員の報酬額の決定)

第5条 当法人の職員を兼務する役員の報酬額は、別表2「当法人職員を兼務する役員の報酬年額」に定める報酬年額のとおりとし、各役員のうち各々の理事の報酬年額は別表第2「当法人職員を兼務する役員の報酬年額」のうちから、評議員会の承認を得てから決定するものとする。

2 月額の支給は、別表3「常勤役員の報酬の月額支給額の計算方法」の計算の通り支給する。

3 退職手当は、別表第6「常勤役員退職手当の算出要領」に定めるものとする。

4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年額報酬額を定める場合も含め、月額をもって支給するものとし、毎月20日(その日が土曜日、日曜日、祝日等にあたるときは、その翌日以降最も近い休日又は土曜日でない日)に支給する。

2 役員賞与は、7月10日及び12月10日(その日が土曜日、日曜日、祝日等にあたるときは、その翌日以降最も近い休日又は土曜日でない日)に支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金、法人からの貸付金返済金等を控除して支給する。

(常勤役員の報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その就任翌月1日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が役員として円満に勤務し退任された場合は、その月額報酬を支給する

3 月の途中における解任の場合の報酬額については、その月の所定労働日数を基礎とし、実勤務日数を日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務執行に当って負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

なお、旅費、宿泊費等については、社会福祉法人敬愛会旅費規程に基づき支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

**別表1 「常勤役員の報酬年額」**

理事長 2,000万円までの範囲内  
理 事 1,500万円までの範囲内

**別表2 「当法人職員を兼務する役員の報酬年額」**

理 事 300万円までの範囲

**別表3 「常勤役員及び当法人職員を兼務する役員の報酬の月額支給額の計算方法」**

毎月支給額=報酬年額 ÷ 12(カ月)

**別表4 「常勤監事の報酬」**

年間報酬総額 600万円

**別表5 「非常勤理事・非常勤監事の報酬」**

理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律20,000円

※この報酬に交通費、費用弁償等を含む

**別表6 「常勤役員退職手当の算出要領」**

【算出式】 報酬月額 × 在職年数(役員在任期間) × 係数(役職/功績)

【係数】 0.5～2.0間にて対象役員の役職、功績を考慮し理事会にて決定する。

【支払時期】 任期の満了、辞任又は死亡により退職日より3ヶ月以内に支給する

**別表第7 「評議員の報酬」**

評議員会出席の都度、謝金として1人一律10,000円

※この報酬に交通費、費用弁償等を含む